２０２１年１０月１５日
日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設置等に係る原子炉設置変更許可申請の補正（３回目）について

当社は、２０１９年９月２４日、東海第二発電所の特定重大事故等対処施設※の設置等に係る原子炉設置変更許可申請を原子力規制委員会に行い、以降、同委員会による審査を受け、２０２０年１１月１６日、２０２１年２月１９日、これまでの審査の内容を反映した原子炉設置変更許可申請の補正書を提出しました。

（２０２０年１１月１６日、２０２１年２月１９日　お知らせ済み）

その後の審査状況を踏まえ、本日、特定重大事故等対処施設に係る審査の内容等を反映した補正書を原子力規制委員会に提出しました。なお、本申請にあたりましては、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（安全協定）に基づく新増設等計画書（変更）を茨城県および東海村に提出しました。

当社としては、東海第二発電所の更なる安全性・信頼性向上を目指し、今後の審査に真摯に対応するとともに、引き続き、新規制基準に基づく安全性向上対策工事を安全第一で進め、地域の皆さまへの説明を尽くしてまいります。

※：福島第一原子力発電所の事故を踏まえて策定された新規制基準の中で設置が義務付けられている施設。原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突といったテロ行為等が発生した場合、遠隔で原子炉圧力容器や原子炉格納容器の冷却・減圧を行い、原子炉格納容器の破損を防ぐ機能を有する。

以　上

参考資料

①東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）本文及び添付書類の一部補正

②新増設等計画書（変更）　　（概要）　（完本）